

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20200901	第一貨物株式会社（法人番号2390001001089）代表者米田総一郎	山形県山形市諏訪町2丁目1番20号	静岡支店	静岡県静岡市駿河区小坂一丁目79番	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和2年7月28日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	0	0
2	20200901	平成運輸倉庫株式会社（法人番号3210001007061）代表者大塚伸一	福井県坂井市坂井町木部新保29字3番地	本社営業所	福井県坂井市坂井町木部新保29字爪の跡3番地1.3番地2	輸送施設の使用停止（65日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和元年10月18日、監査方針に基づき、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)定期点検未実施（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）、(3)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項）、(4)乗務等の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(5)運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、(6)運転者台帳の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、(7)運転者台帳の記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、(8)特定の運転者に対する指導義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）	7	7
3	20200901	株式会社イカイトランスポート（法人番号6080101000134）代表者伊海剛志	静岡県沼津市松長787	本社営業所	静岡県沼津市松長字改正787	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年6月30日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)点呼の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(3)点呼の記録記載事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(4)事故の記録記載事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2）、(5)運転者台帳の記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、(6)運転者に対する指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(7)運転者に対する指導監督記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(8)特定の運転者に対する指導義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
4	20200902	東海実業株式会社（法人番号4200001022746）代表者宮島軍一	岐阜県土岐市泉町定林寺962-6	本社営業所	岐阜県土岐市泉町定林寺字園戸962-6	輸送施設の使用停止（80日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和元年11月6日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)健康診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(3)運転者に対する指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(4)特定の運転者に対する指導義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(6)一般講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）	8	8
5	20200907	株式会社幸和運輸（法人番号1180001108955）代表者荒田健一	愛知県名古屋港区惟信町4丁目10番地7	本社営業所	愛知県名古屋港区惟信町4丁目10番地7	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年3月10日及び令和2年3月12日、酒気帯び運転をしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)定期点検未実施（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）、(3)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項）、(4)点呼の記録記載事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(5)運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、(6)運転者に対する指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	0	0
6	20200908	遠州共栄運輸株式会社（法人番号6080401017126）代表者鈴木直樹	静岡県袋井市深見435	本社営業所	静岡県袋井市深見字前田435	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和元年11月28日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)日常点検未実施（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）、(3)点検整備記録簿等の記録保存義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）、(4)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項）、(5)運転者に対する指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(6)運転者に対する指導監督記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
7	20200910	西川運輸有限会社(法人番号 2180002090053) 代表 者西川智晃	愛知県北名古屋市沖村西ノ川123番地	本社営業所	愛知県北名古屋市沖村西ノ川123番地	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第6条第1 項第1号	令和元年11月6日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(10)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(11)運賃料金変更未届出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	8	8
8	20200911	中部陸運株式会社(法人番号 2210001007252) 代表 者中辻亨	福井県あわら市上番43-7-1	本社営業所	福井県あわら市菅野70字1-6	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和2年2月27日、酒気帯び運転をしたことを端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9	20200911	マルタカ急送有限会社 (法人番号 4180302027810) 代表 者高木春次	愛知県新城市二本松10-6	本社営業所	愛知県新城市二本松10-6	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和元年10月11日、監査方針に基づき、監査 を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画 の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行 規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告 示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の 記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項)、(6)特定の運転者に対 する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対 する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第2項)	8	8
10	20200911	名古屋急送株式会社 (法人番号 9180001038963) 代表 者勝野尚彦	愛知県名古屋市中区伊勢 山1-1-19	広川営業所	愛知県名古屋市中川区広 川町3-1-30	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和2年7月13日、重傷事故を引き起こしたこ とを端緒として、監査を実施。3件の違反が認め られた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4 項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3) 運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
11	20200916	株式会社フリーライン (法人番号 9080001022102) 代表 者太田隆宏	静岡県静岡市駿河区さつ き町4番15-313号	本店営業所	静岡県静岡市駿河区さつ き町1番地1	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和2年7月21日、公安委員会からの通知を端 緒として、監査を実施。2件の違反が認められ た。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、 (2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
12	20200916	有限会社丸幸水急(法人番号 1180302009877) 代表 者野口稔	愛知県豊橋市藤並町字摩 耶40-1	本社営業所	愛知県豊橋市藤並町字摩 耶40-1	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和2年1月16日、監査方針に基づき、監査を 実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等 基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項 不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第5項)、(4)特定の運転者に対する指導義務 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10 条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性 診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第10条第2項)	4	4
13	20200916	名古屋第一物流株式 会社(法人番号 2180301002865) 代表 者細谷博樹	愛知県岡崎市鴨田町字辻 11番5 デラパートB	静岡営業所	静岡県静岡市駿河区下川 原3丁目2-1 川ロビジョン I -105	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和2年1月30日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
14	20200918	株式会社サンエイト(法人番号1180001093966) 代表者八重尾隆夫	愛知県知多郡阿久比町卯坂南56	本社営業所	愛知県常滑市字中大流39番地	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和元年10月21日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(4)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	5	5
15	20200918	寿運輸有限公司(法人番号9190002008758) 代表者尾中忠秀	三重県度会郡玉城町中楽字墓添680-2	本社営業所	三重県度会郡玉城町中楽字墓添680-2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和元年11月26日、無免許運転を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
16	20200918	株式会社高伸サービス (法人番号 3190001004994) 代表 者 高城伸二	三重県鈴鹿市長沢町1572番地の1	本社営業所	三重県鈴鹿市平田東町10-7	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項	令和2年3月21日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
17	20200923	株式会社タイロンコーポレーション(法人番号 1180001114838) 代表 者 生田泰通	愛知県名古屋市長区新 宿一丁目226番地	一宮営業所	愛知県一宮市千秋町浮野 字下向得29番地	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和2年2月5日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	4	4
18	20200923	泉海商運株式会社(法 人番号 5120101041604) 代表 者 岡山健治	大阪府和泉市平井町307- 1	みよし営業所	愛知県みよし市三好町蟬 田4	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項	令和2年1月30日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	6	6
19	20200924	有限会社エスティ(法 人番号1180002062747) 代表者 佐野雅紀	愛知県名古屋市長区小 井堀町902	本社営業所	愛知県名古屋市長区小 井堀町902	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和2年2月20日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20	20200925	株式会社蟹江運送店 (法人番号 6180001096808) 代表 者服部昌樹	愛知県海部郡蟹江町大字 新千秋字後西26-10	本社営業所	愛知県海部郡蟹江町大字 新千秋字後西26-11	輸送施設の使用停止 (120日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和元年11月25日、監査方針に基づき、監査 を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間 等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項 不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗 務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第8条)	13	12
21	20200925	旭興産運輸株式会社 (法人番号 7180001005981) 代表 者小倉真	愛知県名古屋市区善進 本町184-1	本社営業所	愛知県名古屋市区善進 本町184-1	輸送施設の使用停止 (145日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 2	令和2年1月10日、監査方針に基づき、監査を 実施。7件の違反が認められた。(1)定期点検未 実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3 条の2)、(2)過積載運行禁止違反(貨物自動車 運送事業法第17条第3項)、(3)過積載運送防止 の指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第4条)、(4)点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1 項及び第2項)、(5)アルコール検知器常時有効保持 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第7条第4項)、(6)点呼の記録不実記載(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7) 運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第22条)	15	15

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
22	20200925	三重水産運輸有限会社（法人番号7190002022190）代表者橋本和征	三重県四日市市富双2丁目1-24	本社営業所	三重県四日市市富双2丁目1-24	輸送施設の使用停止（140日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和元年12月25日、酒気帯び運転による事故を端緒として、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(14)社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
23	20200925	濱地通商株式会社(法人番号 7190001023990) 代表 者濱地靖史	三重県三重郡朝日町大字 埋縄952番地	本社営業所	三重県三重郡朝日町大字 埋縄952番地	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和2年2月5日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
24	20200928	間口東海株式会社(法人番号 9120001195174) 代表 者袋井隆	大阪府大阪市港区海岸通 一丁目5番29号	東海営業所	愛知県小牧市大字東田中 南新田1605番1	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	令和2年8月26日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。